

会 議 録 目 次

平成27年第5回海田町議会臨時会（第1日目）

平成27年9月17日（木）午前9時00分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	議会報告・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 4	承認第2号 専決処分をした事件の承認について（平成27年度 海田町一般会計補正予算（第4号））・・・・・・・・	4
日 程 第 5	第52号議案 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住 民投票条例の一部を改正する条例の制定につい て・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	22

平成27年第5回海田町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成27年9月17日(木)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 9月17日(木)9時00分宣告(第1日)



4. 応招議員(15名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 大高下 光 信 | 2番 | 大 江 康 子 |
| 3番 | 兼 山 益 大 | 4番 | 下 岡 憲 国 |
| 5番 | 住 吉 秀 公 | 6番 | 宗 像 啓 之 |
| 7番 | 桑 原 公 治 | 8番 | 岡 田 良 訓 |
| 10番 | 多 田 雄 一 | 11番 | 宮 坂 二 郎 |
| 12番 | 西 山 勝 子 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 | | |



5. 不応招議員

な し



6. 出席議員(15名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 大高下 光 信 | 2番 | 大 江 康 子 |
| 3番 | 兼 山 益 大 | 4番 | 下 岡 憲 国 |
| 5番 | 住 吉 秀 公 | 6番 | 宗 像 啓 之 |
| 7番 | 桑 原 公 治 | 8番 | 岡 田 良 訓 |
| 10番 | 多 田 雄 一 | 11番 | 宮 坂 二 郎 |
| 12番 | 西 山 勝 子 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 | | |



7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山岡寛次
副町	長	三宅信行
総務部	長	臼井真
建設部	長	久保田誠司
企画部	次長	門前誠司
総務部	次長	丹羽勤
財政課	長	鶴岡靖三
総務課	長	脇本健二郎
都市整備課	長	龍岩広幸

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局	長	中下義博
課長	補佐	中村俊介
主任	主事	戸成正考

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

議会報告

日程第4 承認第2号 専決処分をした事件の承認について(平成27年度海田町
一般会計補正予算(第4号))

日程第5 第52号議案 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投
票条例の一部を改正する条例の制定について

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（久留島）みなさんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、15名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年第5回海田町議会臨時会を開会いたします。なお本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第5に至る各議案でございます。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より8番、岡田議員、10番、多田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時02分 休憩

午前9時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は、本日1日と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、諸般の報告を行います。議会報告でございますが、9月10日付で、西田祐三議員より辞職願が提出され、同日付けで許可しました。またこれに伴い、9月14日に開催された議会運営委員会において、宮坂二郎委員が、議会運営委員会の副委員長に選任されました。また、海田町議会委員会条例第5条第2項の規定に基づき、兼山益大議員を議会運営委員として指名いたしました。以上で、諸般の報告を終了いたします。

~~~~~○~~~~~

- 議長（久留島）日程第4、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（山岡）皆さんおはようございます。本日は早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は、専決処分の承認1件、条例改正1件を提出させていただいております。どうぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。それでは、承認第2号、専決処分をした事件の承認について。平成27年度海田町一般会計補正予算（第4号）につきましては、海田町議会議員補欠選挙に関する経費の予算措置を行うものでございますが、特に緊急を要するため、9月10日付けで専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。
- 議長（久留島）財政課長。
- 財政課長（鶴岡）それでは、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。承認第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年9月10日に専決処分をした、平成27年度一般会計補正予算（第4号）を報告し、町議会の承認を求めるものでございます。専決処分とした理由につきましては、町議会議員の辞職に伴い、11月1日執行の町長選挙に併せて、町議会議員補欠選挙を実施するため、必要な予算の補正を専決処分させていただいたものでございます。続きまして、歳入歳出予算の補正について、資料1の平成27年度補正予算説明書により、歳出からご説明いたします。説明書の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の町長選挙費において、選挙の実施に必要な職員給与費事業40万5,000円、選挙執行事業166万3,000円を増額するものでございます。続きまして、歳入をご説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。財源調整のため、繰越金を206万8,000円増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に206万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を104億8,459万円とするものでございます。以上で説明を終わります。
- 議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宮坂議員。
- 11番（宮坂）確認なんですけども、町議会議員の補欠選挙で費目が町長選挙費になっているのはなぜか、という確認と、職員諸手当40万5,000円増えております。これは、選挙当日の開票作業のみの人間の増にあたるのか、であれば、であればですよ、何人の増

を見込んでいるのか、お願いします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず、町議会補欠選挙の執行事業を、町長選挙執行事業の増額で対応したかというところございますが、基本的に町長選挙と補欠選挙は、同日の日に行われまして、その予算の執行というものは、大半が同時に行われます。予算上切り分けられるものもございますけども、そのほとんどが一体化として執行するものでございますので、今回は町長選挙事業の中で増額をお願いしたものでございます。それから、人件費の方なんですけども、投票箱が二つになります。ですから、当然投票所でも増員を、7投票所ありますが、1人ずつプラス予備として3人の10の増員で予算計上、それから、開票もですね、10人の増員、で、それから、開票時間も伸びることから、このような予算計上をさせていただいております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）今人数として10人プラス10人、約20人増員っていうふうにお聞きしたんですけども、町長選挙の分も含めて職員は総数で何人を、良いですか、当日、何人を出す予定なのか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず、投票事務と開票事務、それぞれ職員がばらけて従事させる訳ではございません。基本的には、通し又は投票だけというような形で執行します。投票事務については、本部含めて63人、開票事務については一応55人で開票計画等作っております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）3回目なんで。この人数で足りてるのかどうかということと、もう1点は、これ予算と関係ないかもしれんのだけど、前回の町会議員選挙の時に、中間速報というか中間発表がなかったですよね、あれは人数が足りなかったからかどうかという確認と、人数が足りているんだったら、なぜ中間発表がなかったのか、それが分かれば教えてください。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず、その開票の人数がこれで足りているかというところでございますけども、当然に人が多ければ当然スピードというのは、少しは当然上がると思っておりますけども、職員を全部、次の日仕事でございますので、全部出すわけにはいかない、で、今

回投票用紙を自動読み取りする機械、2台持っておりますけども、そういった機械化もしておりますので、なるべく早く開票を終わらせなければいけないというものもございますけども、人数と、そこら辺については、そういった開票の時間を考慮してですね、この人数でやっ行ってこうと考えております。中間速報につきましては、中間速報を出すときに、選挙事務の流れとして、開票事務の流れとして、一旦、投票の流れをストップして数字を整理する必要があるがございます。結果的に、それが今まで開票、全体の進行を遅らせていたと、一つの要因となっておりますので、今、昔はですね、手作業で全部開票してましたので開票自体が2時間、3時間かかっていた時もありました。ですからそういう時には、中間速報を出して、開票参観に来ている方にですね、情報を出してたんですが、今は単一の選挙であれば、1時間以内、若しくはそれも1万少々ぐらいで出しましたので、結果的にそっちの方が確定投票を早く出せるだろうというところで、色々トラブルがあれば、その事情に合わせて中間速報を出すようにしておりますけども、原則的には最近の流れとしては、なるべく中間速報を出さない、又は数を減らすという方向で開票の計画を立てております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第2号について採決を行います。お諮りいたします。承認第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、承認第2号は、原案のとおり承認することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第52号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第52号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について。広島市東部地区連続立体交差事業の海田町部分

の詳細な事業内容の検討に、一定の期間が必要となるため、投票日の期限を規則で定める、として提案をいたしました。本会議の議論の中で、具体的な期限を設けるべきとのご意見がございましたので、今回、投票日の期限を、平成 28 年 3 月 31 日と区切って提案させていただくものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。ごめんなさい。企画部次長。

○企画部次長（門前）それでは、第 52 号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書 6 ページ、第 52 号議案をお願いいたします。また、資料 2 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。住民投票の実施にあたりましては、広島市東部地区連続立体交差事業の海田町部分の詳細な事業内容が示されていないため、今後、町民の皆様が適切な判断を行う上で、必要な将来の海田町の姿を現段階ではお示しすることができない状況であると判断し、先の議会では、投票日の期限を規則で定める日、として提案いたしました。しかし、本会議の議論の中で、具体的に期限を切るべきとのご意見がございましたので、投票日の期限を区切るため、この度、平成 27 年 9 月 30 日から平成 28 年 3 月 31 日に変更するものでございます。施行日につきましては、公布の日から施行でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13 番（崎本）13 番、崎本でございますが、ちょっと執行部にお尋ねしますがね、先週本会議があったばかりですよ。十分検討してね、こういう議案ちゅうものは出さなきゃいけないんじゃないんですか、え。議員からの意見があったから修正しました。9 月 30 日から 3 月 31 日まで。本会議でこうやるときゃ済むことじゃないんです。え。議会を軽視したか、海田町の汚点ですよ。先週、本会議じゃったんですよ。ちょっとね、考えてくださいや。昨日までの決算委員会でも、色々不祥事があったんじゃないんですか。やはりね、議会を軽視したとしか思えんですよ。もうちょっとね、議案を出してですね考えてやってもらわなかったらね、汚点でしょうこれは。よくそこらをね、念頭においてね、議案ちゅうものは提出されんにゃあね、ね。11 月 1 日が投票日ですよ、町長選挙の。先週本会議やってよ。1 週間も経たんのに、今度は臨時議会、え。本会議の議案を

修正するようなことはね、どうですか。これ明日またマスコミ等でやられるか、海田町の汚点ですよ。ええことでね、やられるんならええんじゃがね、こういう単純なことでね、実際考えてみなさいや。11月1日は町長の投票日ですよ。なぜこういうもんをね、急遽出さんにゃあいけんのですか、え。もうちょっとね、しっかり考えてね、議会と町政が食い違ったら、書かれてみなさいや、海田町のほんま汚点ですよ、どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）9月30日という期限が迫る中で検討した結果、今回臨時議会をお願いをしております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）汚点の問題はどう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）その点につきましては、条例で期限が定められている以上、議会の方に提出するのが、逆に執行部の責任であると、そのように考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。また先週やった話を今週もするのかと思うと、うんざりしますが、やはりどうしても納得いかない、執行部の説明を聞きよって。先週の本会議で、私が質疑で、町長に、庁舎はどこがいいと思っていますかと言ったら、私は今でも総合的に判断して、駅南口がいい、とはっきりおっしゃいました。にもかかわらず、執行部の方は延期する理由として、東部連続立交の海田町部分の詳細な事業内容の検討に一定の期間が必要となる。町長が駅南口と言っているのは、検討した結果のはずなんですよね。それをまた再検討するんであれば、町長は白紙にしなきゃならん。駅南口がふさわしいという理由がないんです。それでも町長が、駅南口がふさわしいと先週おっしゃったのは、これは自分の家から近いからなんですかね。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）先般の議会でも申しましたように、私は前の選挙公約でそれを訴えて、町民に示した訳でございます。今回は、状況はかなり変化しまして、県の連続立体交差事業の中止、見直し、そして今後色々指導というような形で、撤回をしてきた時点において、町民に示す大きな観点が変わってきたということを踏まえて、今回提案をさせていただきます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）町民に示す中身が変わったのであれば、やはり町長も考え変えなきゃ。一旦白紙に戻して考えを変えたほうがいいと思うんですけどね、普通でしたら。じゃないと、辻褄がやっぱり合わない、町長がおっしゃってることと、副町長がさんざん説明したことと。これ以上言っても水掛け論なります。次行きます。今の住民投票条例の期限が9月30日。2回目の修正案を執行部が出してきたときに、我々の方で、それじゃいけん、9月30日にせにゃいけんと言った理由は、今の町長の任期中に、庁舎移転問題、もう決着つけましょという意思の表れであることを、町長以下執行部の皆様はご存じのはずです。にもかかわらず、また修正しようとする。これは、町長、もう議会の意思は町長は一切気にしないという意思表示なんですかね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）否決理由によって執行部の側の提案権は縛られないと、そのように解釈しております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）町長、先ほど私は選挙のときに駅南口が良いと訴えたとおっしゃいましたが、これ覚えてますよね、4年前の選挙公報。ここ町長の未来を見据えた決意、ここに庁舎問題、なんて書かれてるか。子育て支援施設、老人集会所、病後児保育、保健センター等、多彩な機能を備えた新庁舎の建設を行います。場所言っていないんですよ、町長。駅南口という言葉がどこにも見当たらないんです。おかしいですね。で、決意の3番目にこう書いてあります。町民の声を幅広く吸い上げ、柔軟に対応します。町民の声を幅広く吸い上げ柔軟に対応します。町長、この公約を守れるんでしたら、南口にこだわらなくて、住民投票やるべきだと思うんですよ。今町長以下執行部がやっているのは、4年前に町長が述べられた決意と真逆なんですよ、だと思っんですよ。住民投票しないで駅南口に固執する。町長は選挙公約というものをあまり気にされない方なんですかね。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）選挙公約におきましても、町の広報並びに後援会の広報等を通じて、町民の皆さんに十分な判断の材料を提供して今日までやってきたと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今までの経過は、昨日の特別委員会の中でも述べたんですけども、ちょっと端的にお尋ねしますけれども、平成19年の9月の7日に特別委

員会を私どもつくりました。庁舎建設の場所をめぐっての調査研究でございますけれども、丸8年かかってこれを審議して、特別委員会そのもの、JRの高架事業を含めればですね40回以上を越す。昨日も少し言いましたけれども、全国の首長が、10年やれば何でもできる、できないことは、10年以上やってもできないというのがね、あるんですね。もうそれは、私が言うまでもないと思うんです。そこで、議会のことも踏まえて9月30日で期限が切れる、こういうことから、今までの条例を、否決をされて、結果的には、また臨時議会を開いて、来年の3月31日。具体的にお尋ねしますが、いつ町民に説明会を開くのか、何箇所開くのか。いつの日曜日にそれを設定するのか。こういうスケジュールを出さない限りは、架空の条例を認めることになるんですが、議会からの意見があつて、住民投票をせよということですけども、今言ったスケジュールと一緒に資料を出すべきですよ。そうしなかったら、信用できない。何回もね、騙されてきた。やるやる言いながら、議会は、もっと早くしてください、半年ごとにずっと区切ってきたけども、できない。できないと思ったら今度は条例違反。これに抵触するからと言って、またこうしてね、再提案をされる。やるという気があつたら、スケジュールが出てきてよいはずですよ。もうあと半年しかありません。ひと月に何箇所住民説明会をするのか、投票日はいつにするのか。これを併せて、答弁を願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）スケジュールにつきましては、今おっしゃられましたいずれの方向につきましても、まず、県の側から詳細な計画が示された段階でお示ししたいと、そのように考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）もうJRの高架事業にいつもしがみついて、しない理由をそこに挙げとるんですね。だけれども庁舎は、いずれにしても、立ち退きをしなければならぬ、こういうのはもう明確なんですよ。ずるずるずるずる、もう何回もね、我々が条例を出して、物事をもう早く解決して住民サービスをその方向にみんなが意思統一して進む。こういう立場で、早く決着をしようとして住民投票条例を議会の方から出しました。ところが、町の方は、何回もこれをね、再度再々度やり直して出してきておる。JRの高架事業の、そういう理由であれば3月31日、これはもう、架空の条例としか私は受けとめんのですが、その説明願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）確かに庁舎移転が必要であるということは明確になりました。しかしながら、従来から、住民投票ができる条件として、もう一つある両候補地に対するアクセス条件について、十分な、まだ説明ができる状態にはなっていないと思います。町長の提案理由でも説明いたしましたように、私どもといたしましては、その説明ができるようになった時点まで延ばしとうございましたが、定例会において、それは執行部に一任するには、抵抗感があるという方もいらっしゃった上で否決という形になっております。であれば、この期限については、最終的には条例化するという形でご判断いただく必要があると。そういう点から、現在、県のスケジュールは分かっておりませんが、まず来年の3月31日までの状況を見定めたいと、そういうことから、この期限を切っご提言を申し上げます。

○議長（久留島）佐中議員

○15番（佐中）今の答弁を聞きますと、もう到底無理ですね。誰が考えても来年の3月31日までに、JRが高架事業によって具体的な、そういう計画表はできてこない。今出されとるこの議案については、もう全くそのことを考えないで、そのことを理由だけで、提案をしておる。それしか私、受け取れんのですね。できないことを条例に、こうして提案をされとるのか。率直にそれ聞きます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）従来、期限を延長する条例を出してきた場合にも、その都度ご説明しておりますが、その段階では、県の詳細な計画がわからないので説明ができない。ですので、その期限までも状況を見定めて、できる状態になれば、住民投票を行うと、その状況判断は今も変わっておりません。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。私は、逆に皆さんと意見違って、執行部の言われている説明ができない理由については、一定の理解は示させていただきます。というのはこの連立の状況によって、交通体系が変わってくる。そうすることによって、逆に駅前が不便になる可能性がある。そういうものが出てきて、逆に合同庁舎の方がよくなるかもしれん。そういう部分では、私は理解を全く示さない訳でございませぬ。ただ、県が発表してるスケジュールの中に、5年後に工事にかかりたいという一つの目標を掲げております。そうした中で、庁舎建設のために必要な期間、それを引いた時に、じゃあ2年半かかります、だから2年半延してくださいと、で、昨日の全協でもございましたけども、

その都度予算をつけるべきじゃないかというふうな説明がありましたけど、予算については、県の発表があったときにすぐに補正予算付けますからもう少し時間くださいというのはわかりますけれども、今の状態で、また延ばす、また延ばすというのは少しいかなものか、という感じがしております。それについてどう思われるかを一点聞きたいことと、それから、これははっきり申します、今回町長選挙でございます。だから、町長もはっきりこれを争点にして戦っていただいて、はっきり、その中で町民の判断を受ける。その上でなおかつ、そういう意味での仕切り直し、改めてこの終わった後に提案をしていただく方が私はいんじゃないかなと。当初、議会が定めたものを執行部の方に判断を委ねるのはおかしいんじゃないかと言っておりましたが、昨日の皆さんの意見を聞きながら、要は、お互いが、どういう候補の方がされるか分かりませんが、町長もはっきりそれを前に出されて、だからこそ、再度仕切り直しをさしてもらおうという、昨日の話の中では町長も、はっきり、住民投票すること自体異議ございませんというのは、副町長の方からご答弁いただいております。我々の方も皆さん、多分全員の方が、住民投票することに異議はないと、私は思っておりますけれども、そうした意味ではやっぱり、本来でしたらいったん廃止いうか、再上程するのが筋でしょうけれども、それができない以上は、条例は残ってるけども執行できない状況にしておいて、町長選が終わった後、再上程ということは考えられませんか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）やはり期限がある条例について、期限内に何ら処置をせずに投票ができない状態にするというよりは、条例自体が、いつでも使えるような形にしておく、というふうに判断しております。順序が逆になりましたが、スケジュール的な話していきますと、現段階で基本計画までできあがっておりますから、あと、具体的な実施設計、工事という形になります。そういたしますと、今後、県のスケジュールにおかれても、まず詳細な計画を示された上で、具体的に都市計画変更をしていかなければいけませんので、具体的な計画が出た段階で、その都市計画変更の決定の間に庁舎移転を行えると。非常にこれタイトなスケジュールにはなるとは思います、そのように判断して、それと、先ほど議員が触れられました両候補地についてのアクセス状況、その他についての説明をどのようにするのかというところを比較した段階で、そういった説明をした後に住民投票すべきと、そういうふう考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）それと県が詳細な発表した時点で、海田の駅前、町長がおっしゃってる駅前について、まだ候補地として残ってるかどうか、これ疑問が残っております。そうした段階で、小刻みで、私はやるべきじゃない。だからもっとでやるのであればスケジュールを延ばした状態で、私はやるべきじゃないかと思っておりますので、またお互いの争点をきちんとされた上で判断すべきだと思いますので、できれば、このまま、仕切り直しをしていただければと思いますが、再度もう一度お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町長選の話が出ておりますが、あえて私から答弁させていただきます。

この条例は、町長選挙とは別個に投票をすべきという条例だと思っておりますので、条例上では、やはり、この条例において、しかも2か所が示されて作られておりますから、執行する立場から言えば、この条例に基づいて執行すると、そういうふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。今回の第52号議案につきましては、先ほどから何度も執行部から説明がありますけども、9月8日の定例議会で、今年の9月30日までには到底仔細な設計が出てこないの、できないの、期日を定める日という、明快な日を定めなくて、そう条例を出されました、改正条例案を。それを議会が否決いたしました。その場合、執行部とされましては今回再提案、新たな提案されることに対しましては、私は、妥当と判断をいたしております。今回、路線価が随分、景気で路線価が上がっております。住民投票条例をしたときと現状では、随分様相が変わっておりますので、民有地ですので、どういったことになるかわからないっていうのは、私は危惧してるところでございます。今回はこの予算の関係上、まず28年3月31日という、定める日曜日とされておりますけども、この短期間では、到底仔細な事業内容は出てこないというのは明確でございますが、今後この来年の、過ぎたときに、また、条例改正をせざるを得ないときが必ず来る訳ですが、そのときまでに、県に対しまして、5年後にはもう工事に入りたいっていうことは、設計は1年か3年で仔細な設計は上がってくるんじゃないかと期待はしておりますけども、一刻も早く、今安芸区の問題は起こっておりますが、仔細設計を出していただけるように、県にJRに要望されるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）県からこの度の見直しの方向性が出ました場合にも、5年と、それから

最終的には 15 年というところについて示されることについて、理解はできるがこれを少しでも短くしてほしいというのは、町長から知事に申し入れたところでございます。そういった中におきましては、5 年後の着工ではなしに、一刻も早い着工ということは、今からも要望してまいりたいと思いますし、今般の議会でも出ております大正矢野線、それから桁下、この二つを最大限にとるようにと、こういう要望も続けてまいりたいと。そういう中で、海田町にとってよりよい結果をより早く出していただきたいということは、今後とも県に要望していきたいと、かように考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）なかなか厳しい質疑が出ておまして、もし仮にですよ、皆さんの意見を聞くと、否決という可能性が非常に高い。この改正案、否決された場合、現条例は9月30日、日曜日なので9月27日、これを否決されたままで過ぎた場合には、どういう扱いになるのでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）住民投票条例自体が、いわゆる廃止の手続をされておられませんので、この状態でそのまま生きるということになります。それで、その日以降に投票する場合には、その期日が今9月30日に定まっておりますので、その期日を、9月30日以降であつても改正する必要があると、そういうことになります。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）答えになつたらんでしょう。そのために条例改正案が出されたのは分かる、今その説明だったんでしょう。これが否決された場合の扱いはどうなるかとお尋ねしているんです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）仮に提案が通らなかった場合、条例の解釈だけで申しますが、その場合には、今の条例が残る9月30日までを期限とした条例が先ほど総務課長が言いましたように、そこで執行する規定もございませんし、廃止する、この度提案をしておりませんので、そのまま残ります。しかしながら、条例の中の文言が9月30日までの日曜日で町長が定める日に投票を行うとなっておりますから、例えば、こういうことはないと思いますが仮にお話をいたしますが、12月に県から詳細な説明ができて、私どもの思いを住民投票できる状態になったといたしましても、その時点では9月30日までの日曜日という状態になっておりますので、そこで改めてこの条例の改正案を提案させていた

だいて、一定の期日を示したところまでもう一度延長させたいいただいた上で、しかるべき日を選ぶという形になりまして、条例は効力を有するけども、その住民投票を実施できないと、そういう状態に解釈上はなります。

○議長（久留島）ほかに質疑ございますか、多田議員。

○10番（多田）今副町長の答弁をお聞きしましたら、それだったら、来年の3月31日までという改正案を出されなくても、このまま残しておいて、詳細設計が出た時点でやられたら、改正案をもう一回出されたらどうなんでしょう。それはいかがなんでしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）条例解釈上はそのようになるかと思いますが、現実には残っております条例が、過去の日付までに行わなければいけないという条例が、そのまま残っている形になります。やはりこれは不正常な形であると。そうでなしに、正常な、その条例において、住民投票ができる状態にするためには、やはりこの時点でその部分について整理する必要があるというふうに思って、今回提出しております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）そうしましたら、来年の3月31日じゃなくて県の方でおそらく詳細設計が出るであろう1年か2年か分かりませんが、2年後を期日として提案された方が良かったんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一つに、2年後まで県から示されるのを延ばされたくないという思いが一つありますし、いま一つは今回の定例会の議論の中で、あまり長い時間を執行部に与えるのはいかがなものかと、そのとき、そのときの状況を見て議会において期限を判断すべきではないかというご質問がございました。それに対応するためには、やはり一定の期間の期日を示しまして、そのとき、またその状況を見定めて、議会においてご判断いただけるということを考えましたときに、28年3月31日ということを考えました。あまり長いここで期限を出しますと、先般ご議論ございました規則で定める日と同じように解釈されてしまうということを懸念いたしまして、一つには、前回私どもが修正前に提案させていただきました期日とか、そういったようなことを総合考慮いたしまして、28年3月31日までまず延長させていただきたいという改正にさせていただいております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）今までの説明を聞いたらですね、私が最初言うたでしょう、理由はええんですよ、それで、ねえ。先週本会議でしたよ。なぜこの時期に出されるんか。私は言うでしょうが。もう一か月延ばしてもええじゃないですか。先週本会議よ、え。なぜここで臨時議会でこれを出さなきゃ、いけんのですか、ね。分かりますか、でしょう。先週だけえ、もうちょっと日にちを置いてでもええでしょうが。なぜここで急いで出さなきゃいけん、皆さんそうでしょうが、ね。9月30日ちゅう期限があるから、ね、これが効力を発しちよるから、まだ、9月30日になってないでしょうが。なんで今日の、先週本会議で、なぜ臨時議会で、今日の日にちでせんでもええじゃないですか。そういう理由があったら、なぜ本会議でそれをやられんのですか。おかげでこれやったら、否決されんかもわからんですよ。あなた方が勝手にこういう解釈をしてこういうふうにした、それと私は汚点じゃいうんじゃないですか。9月30日か、ね、効力があるんじゃないから。先週のは本会議が済んで、決算特別委員会が済んで、昨日済んだんですよ。なぜ臨時会でこれを提出せんになあいけんのんのですか。もうちょっと慎重に審議して、その上で出されてもね、私はええ思う、ね。そういう考えがね、議会を軽視ちゅう、ね、そういうことですよ。答弁はいいです。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、何か知らんが、訳の分からん、質疑答弁に終始しとるんじゃがね、結論から言うと、やる気のない条例を無理やり延長しておると。これははっきり言うて3度目の、ね、本当に、やる気ががあるんなら、最初の1度目延長したとき、あるいは2度目延長したとき、いわゆる投票の予定とかある程度の日程を示してね、延長すべきなんだよ。先ほど来もあります、昨日の段階でも何ら準備されとらん、してない、ほんでまたいたずらに半年ほど延す、で、いつ、どうするのか。今も出ておりますが、それじゃったら2年ぐらいあっさり延したらどうなのか。やる気のないものをちびりちびりちびりね、それか廃止条例にすべきなんよ、これまあ、一般質問になっていくんだけどね、日程も出せない、なにもやる気もない、で、嘘の説明して選挙公報に書いとるいうか公約か知らんけども書いとります。そのものがあって、書いてない、でたらめの説明に終始しておる。なぜ本当のことをね、言うて説明されないのか、実はやる気はありませんと、あっさり条例を廃止してくれとかね、そういう考えがないのかいうのがまず一つ。で、先ほど言いましたように、ほんとに延長するんならやる気があるということだから、その日程を示してね、少なし12月ごろまでにやりたい、来年の

3月までにやるんだと、2月の半ばにはやるんだというねそれなりの日程を示すべきだというのが二つ目ね。それもなしに、いたずらにただ架空の日にちみたいな、これおそらく分かりませんが、来年の3月にはまた延長出てくるんでしょ。それか、廃止がでてくるかどっちかじゃろう思うんじゃがね。そういうね、でたらめのことをいつまでもね、いつかも言うたがね、そういう嘘の説明に終始しちゃいかん、これ本当のことを言うてね、やるべきじゃないのか、ね。JRの説明がわからないから庁舎の位置が決められない、庁舎は当たってJRの立交区間も示されて、後は仮道の話とか、そういうのも出とる。そういう面では駅前が整備が遅れる、やっぱり庁舎はそういう町の中心にやるべきなんだよ。で、いつかのデータでもありますように、役場を利用する人口が一番多いのは、歩行者人口だとかいうて言うてるんだよね。そうすると、町民が歩いて利用するときには町の中心であろうが、皆さんが同じように歩いて利用できる、駅前の方はちょっと言うと町の外れになる。この三つ、ね、歩行者人口が多いというのに、なぜ縁の方へ持っていくのか、真ん中に持って来ずに、ちょっとずれるけどね、答弁できなけりやできないでいいんですが、最初の二つはやってください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）住民投票する気は、執行部にございます。それから、2点目の、スケジュール自体は、先ほども答弁いたしました、それぞれの候補地のアクセス状況が示された段階で、スケジュールを考えてまいりたいと思っております。3点目につきましては、条例自体が駅前とそれから旧県庁舎とを比べると、そういうふうになっておりますので、現段階で、執行部の方からどちらが優位であるという説明をするのは好ましくないと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。住吉議員。反対討論ですか。反対討論を許します。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。第52号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例案に、反対の立場で討論いたします。先週の議会定例会において、町長は、今でも、新庁舎の建設場所は海田市駅南口がふさわしいと明快な答弁をなされました。しかしながら、住民投票の期限を延期する理由として、東部連続立交の詳細が分からず町民の皆様が住民投票において判断できない、とされて

おります。そうであるならば、町長も駅南口がふさわしいと判断できる理由が全くないと認めているものであり、一度白紙撤回する必要があります。それもなされず再び住民投票の期限を先の理由で延期しようというのであれば、もはや支離滅裂町政と言わざるを得ません。そもそも、現在の条例において住民投票の期限を9月30日にしたのは、町長の現任期中に、庁舎移転問題に決着をつけるべきという議会の意思であります。したがって、期限を区切ろうが区切るまいが、われわれ議会としては、これ以上の期限延期は許されないものであります。また、4年前の町長選挙における選挙公報では、町長は、新庁舎建設の場所について一言も触れておりません。その一方、公約の3番目において、町民の声を幅広く吸い上げ柔軟に対応しますと明確に記載されております。この公約を守られる意思があるのであれば、駅南口にいたずらにこだわらず無駄に住民投票期限を延期することもなく、町長は、政治家山岡寛次として選挙公約を守るためにも、現在の任期中に住民投票を実施すべきものであります。以上の理由により、本議案に反対いたすものであります。

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。桑原議員。

○7番（桑原）7番、桑原です。海田町庁舎建設場所についての町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例案に対し、賛成の立場から討論いたします。私も、周囲から、この度の連続立交事業の見直しで駅前がどうなるのかとか、駅前から合同庁舎のアクセスがどうなるかといった質問を受けておりますが、海田町では、連続立体交差事業をしないという県の立場から見直しをし、海田町においても一定の連続立体交差事業をするという見直しに変わった詳細は、今後県市JRは協議して決めることです、という説明しかできません。連続立体交差事業の見直しの方向性は決まったものの、多くの住民の皆さんは、自分たちの周囲どようになるのかといった具体的な計画を説明を求めておられます。現在、県から示されてる情報では、その説明は不十分であると思われれます。まさに、住民の意思を問うというものであれば、そのため十分な説明をしてから住民の投票を行うという執行部の提案は、私は、妥当な判断だと思っております。こういうことから、私は今回の条例改正に賛成の立場で討論いたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決

を行います。お諮りいたします。第 52 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 着席してください。ただいまの採決については、起立者の認定が困難でございます。したがって、会議規則第 76 条第 2 項の規定によって、本件については無記名投票で採決をいたします。これより第 52 号議案についてを採決いたします。この採決については、無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(久留島) ただいまの出席議員数は 15 人でございます。投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(久留島) 念のため申し上げます。第 52 号議案について、原案に賛成の方は賛成と、原案に反対の方は反対と記載してください。また、白票があった場合は、会議規則第 79 条の規定により、原案に反対として取り扱います。投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(久留島) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長(中下) 1 番、大高下議員。2 番、大江議員。3 番、兼山議員。4 番、下岡議員。5 番、住吉議員。6 番、宗像議員。7 番、桑原議員。8 番、岡田議員。10 番、多田議員。11 番、宮坂議員。12 番、西山議員。13 番、崎本議員。14 番、前田議員。15 番、佐中議員。

○議長(久留島) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 投票を終わります。これより開票を行います。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番、桑原君、8 番、岡田君を指名します。立会人の立会をお願いします。

(開票)

○議長(久留島) 投票の結果を報告します。投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち賛成 7 票、反対 7 票。以上のとおり、投票の結果、賛成反対が

同数です。したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定により、議長が本案に対して裁決します。第 52 号議案については、議長は可決と裁決します。議場の閉鎖を解除します。

(議場解除)

(「動議」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

(「議長不信任の動議を提出します」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 動議を、お諮りいたします。ただいま、下岡議員から、議長不信任動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がいますので成立しました。それでは、議長不信任動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることについて、起立により採決を行います。お諮りいたします。議長不信任の動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることについて、賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 着席してください。ただいまの採決については、起立者の認定が困難でございます。したがって、会議規則第 76 条第 2 項の規定によって、本件については、無記名投票で採決をいたします。これより議長不信任動議を、日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることについて、採決いたします。この採決については、無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(久留島) ただいまの出席議員数は 15 人です。投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(久留島) 念のため申し上げます。議長不信任動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。また、白票があった場合は、会議規則第 79 条の規定により、反対として取り扱います。投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(久留島) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○事務局長（中下） 1 番、大高下議員。 2 番、大江議員。 3 番、兼山議員。 4 番。下岡議員。 5 番、住吉議員。 6 番、宗像議員。 7 番、桑原議員。 8 番、岡田議員。 10 番、多田議員。 11 番、宮坂議員。 12 番、西山議員。 13 番、崎本議員。 14 番、前田議員。 15 番、佐中議員。

○議長（久留島）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）投票を終わります。これより開票を行います。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に 11 番、宮坂君、12 番、西山君を指名します。立会人の立会いをお願いします。訂正します。立会人に、10 番、多田議員、11 番、宮坂議員を指名します。議会人の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（久留島）投票の結果を報告します。投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち賛成 7 票、反対 7 票。以上のおり、投票の結果、賛成反対が同数です。したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定により、私が本案に対して裁決します。議長不信任動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることについては、私は、否決といたします。

（「緊急動議」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）議場の閉鎖を解除します。

（議場解除）

（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○4 番（下岡）私は議長に対して不信任動議を出した訳です。その不信任動議についてですね、最終判断を、議長本人がするという事には納得できません。議長退席の上ですね、本件については採決されるべきと考えます。法的根拠をお示しいただきたい。

○議長（久留島）この際暫時休憩いたします。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 17 分 休憩

午前 10 時 39 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。先ほど私が裁決をしましたのは動議を日程に追加するかどうかの裁決であり、地方自治法 117 条に基づき不信任動

議が議題に上がる前の判断ですので、除斥の対象にはならないことから、地方自治法第 116 条の規定により、私が裁決したものでございます。以上で、本臨時会に付議された案件は終了いたしましたので、会議を閉じます。これにて、平成 27 年第 5 回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さまご苦労さまでございました。

午前 10 時 41 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員